

# 第4章

## 欧州連合（EU）・英国<sup>1</sup>

|  |     |
|--|-----|
| 関税   | 104 |
| 関税構造   | 104 |
| セーフガード   | 104 |
| 鉄鋼セーフガード   | 104 |
| 基準・認証制度  | 105 |
| (1) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する欧州指令（EuP 指令）                  | 105 |
| (2) 化学品規制（REACH・CLP）                                       | 106 |
| (3) 医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）                          | 107 |
| (4) バッテリー及び廃棄バッテリー規則                                       | 108 |
| サービス貿易   | 108 |
| オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制                                       | 108 |
| 政府調達   | 108 |
| 公共調達新規則案（Proposal on International Procurement Instrument） | 108 |
| 地域統合   | 109 |
| 譲許税率の引き上げ  | 109 |
| 知的財産   | 109 |
| スペアパーツへの意匠権の権利行使問題   | 109 |

<sup>1</sup> 2020年1月31日、英国は欧州連合（EU）から離脱し、同年12月31日には離脱の移行期間が終了し、完全にEU法の下からの離脱が成立した。英国に係る措置については、2022年版不公正貿易報告書からは、第4章欧州連合（EU）とは別の章で扱う予定。

# 関 税

## 関税構造

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

### <措置の概要>

2019 年時点の非農産品の譲許率は 100%であり、単純平均譲許税率は 3.9%であるが、貨物自動車（最高 22%）、履物類（最高 17%）、陶磁器（最高 12%）、ガラス製品（最高 11%）、乗用車（最高 10%）等の高い譲許税率が存在する。また、2019 年時点の実行税率は、電気機器（最高 14%（テレビカメラ、ラジオ受信機等）、単純平均 2.4%）、繊維（最高 12%、単純平均 6.6%）の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のようなタリフピーク（第Ⅱ部第 5 章 1. (1)③ 参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

### <最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第Ⅱ部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。EU については、2016 年 7 月から関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、デジタルビデオカメラ（14%）、カーオーディオ（14%）、テレビ受信機器（14%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年に完全に撤廃されることになる。

また、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、2019 年 2 月 1 日に日 EU・EPA 協定が発効されたことで、我が国から輸出する全ての工業製品（乗用車（8 年目に撤廃）、自動車部品・一般機械・化学工業製品・電気機器等）、ほぼ全ての農林水産品（牛肉・茶・水産物等）の関税が即時もしくは段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

英国の EU 離脱については、英国独自の WTO 譲許表及びサービス約束表が存在しないことから、英国は新たに譲許表及びサービス約束表を作成し、WTO に提出した（具体的な論点については、2017 年版不公正貿易報告書 133 頁参照）。

新型コロナウイルスの影響では、2020 年 4 月 3 日に、当該影響を受けている又はその危険にさらされている人に対し、国家機関等が承認した慈善団体等による無償での物資配布及びその利用を可能にすることを目的に、2020 年 1 月 30 日から 7 月 31 日までの期間において、対象品目の輸入関税及び付加価値税を一時的に撤廃する措置を行った。なお、具体的な対象品目については各加盟国に委ねるとされている。

## セーフガード

### 鉄鋼セーフガード

#### <措置の概要>

EU は 2018 年 3 月に鉄鋼製品の輸入に対し、セーフガード調査を開始した。同年 7 月 19 日、暫定措置を発動し、2019 年 2 月 2 日に最終措置を発動した（2021 年 6 月 30 日まで）。26 品目、HS コード 8 桁で約 300 製品（72081000-73069000）（熱延鋼板、冷延鋼板、ステンレス鋼板等）に対して、過去 3 年（2015 年-2017 年）の平均輸入実績に基づき、対象品目ごとに関税割当（①輸出シェア 5%以上の国に対する国別 country quota と、②その他の国一括の Residual quota）を付した上で、当該割当を超過した場合、25%の追加関税を賦課する関税割当の方法をとった。

#### <国際ルール上の問題点>

措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問

題及び他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入産品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）が SG の発動要件とされていること（GATT 第19条第1項(a)）との整合性に懸念がある。

### <最近の動き>

2019年5月、EU はレビュー（セーフガード措置の見直し）を実施した。それに対し、我が国は政府意見書を提出し、セーフガード委員会や二国間のコンサルテーションでも損害の認定方法や関税割当の運用方法について懸念を表明した。レビューを踏まえて、対象品目ごとの関税割当数量や途上国除外などの措置を一部変更する最終決定が同年9月26日に公示され、同年10月1日から施行された。

2020年2月14日、EU は2回目のレビューを開始し、可能な限り、6月30日までに見直しを完了する意向を表明した。新型コロナウイルス感染症の影響への考慮から、同年4月30日、産業界からのセーフガード措置の見直し提案（関税割当の75%削減等、貿易制限の大幅強化を要望）を受け付けると共に、当初2月のパブリックコメントに追加して意見公募を行った。我が国は措置強化案に対する懸念を表明する政府意見書を提出した。EU は、一部品目の国別輸入数量枠の管理ベースを年ベースから四半期ベースに変更し、国別関割を有する国の「その他」枠の利用に対しさらに制限をかける等の最終決定を同年6月30日に公示し、翌7月1日から施行した。当初懸念されていた関税割当の大幅削減案は採用されなかった。

このセーフガード措置については、トルコがセーフガード協定等の不整合を主張し WTO に協議要請（DS595）し、我が国も第三国参加している。

2021年2月26日、EU は2021年6月30日を期限とするセーフガード措置の延長の是非を判断するための調査を開始した。

さらに、2020年10月1日、英国が鉄鋼セーフガード措置に関して、EU 離脱に伴う Transition Review を開始すると同時に、EU においてセーフガード措置の対象となっている鉄鋼製品 26 品目中、19 品目を継承し、2021年1月1日～3月31日、2021年4

月1日～6月30日の2期に分けて、関税割当を超えた場合は25%の追加関税を賦課する旨を発表した。それに対し、我が国は、英国に対し、セーフガード委員会等の場で「国内産業の損害」等、セーフガード協定上の要件に関する調査なしに措置内容が発表された点は遺憾であり、可能な限り早急に措置を終了するよう求めた（英国の欧州連合離脱に係るコラムを参照）。

引き続き、対象産品のアジア等への流入や、EU への駆け込み輸入による関割の早期消化のリスクを注視し、EU に対して必要に応じた働きかけを行う。

## 基準・認証制度

### (1) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する EU 指令 (ErP 指令)

#### <措置の概要>

EU では、環境に配慮した製品設計の枠組み作りとして、2005年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令」(EuP 指令) を、2009年10月には「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令 (ErP 指令又はエコデザイン指令) を公布した。

同指令では、域内で上市される製品の、原材料の調達、製造、販売から廃棄に至るまでの期間（ライフサイクル）における、環境に与える影響（例：資源の使用、大気や水への放出物、騒音、振動等）に配慮した取組を行うことが求められる（一般的環境配慮制度要求）ほか、製品によっては使用電力、待機電力等を一定値以内に納めることが求められる（特定環境配慮制度要求）。対象製品毎の要求事項は、「実施規則 (Implementing Measures)」によって公表されている。

#### <国際ルール上の問題点>

これまでに TBT 通報された「実施規則」の案では、①要求事項設定の一部に、既存規制との不整合や科学的根拠・効果が不明な箇所があること、②要求事項に係る各文言の定義が不明確であること等の問題がある。同指令が、正当な政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定第2.2条に違反す

る可能性がある。

### <最近の動き>

欧州委員会は、2015年12月に資源効率/循環型経済政策の行動計画（Circular Economy Policy Package）を発表した。同計画の中で、ErP指令（エコデザイン指令）には、特定環境配慮制度要求として、従来の使用電力や待機電力等エネルギー効率要求に加えて、資源効率要求も導入される方向性が示された。

欧州委員会は2018年12月に10の製品別実施規則について投票を実施し、2019年10月1日に採択した。このうち、2018年10月にTBT通報されたディスプレイの実施規則については、①8K TVなど次世代の技術にとって達成が困難な過剰なエネルギー効率要求や、②過度な対応コスト増が想定される資源効率要求（サービスパーツ提供期間の義務付け、情報提供義務の拡大）、③既存規制（RoHS指令、WEEE指令等）との重複・未整合について、日本政府や電機電子産業界からコメントを提出していたものの、採択された実施規則には反映されておらず市場へ混乱を与えることが懸念される。今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

## （2）化学品規制（REACH・CLP）

### <措置の概要>

EUにおいて、2007年6月1日から化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH規則：Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals）（1907/2006）が施行された。

この規則の特徴は、以下のとおりである。

①年間累計1トン以上の化学物質をEU域内で製造又は輸入する場合、登録が義務づけられる。さらに、登録者あたり年間累計10トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性報告書の作成が義務づけられる。

②従来、行政府が担ってきた既存物質の安全性評価の責務が、産業界に課されている。

③本規制に基づき、EU化学物質庁（ECHA）及び加盟国は登録された物質に対して評価（審査）を実施

する。物質評価の対象物質はハザード情報、ばく露情報、使用量に基づき、ECHAならびに加盟国によって優先付けされ、CoRAP（Community Rolling Action Plan、共同体ローリング行動計画）リストとして公表される。

④一定の要件の下で、成形品（article）中に意図的放出物が含まれる場合にはその量が年間累計1トンを超えれば登録が義務づけられる。

⑤成形品中に高懸念物質が0.1%を超える濃度で含まれる場合には、その物質が年間累計1トンを超えれば届出及び情報伝達が義務づけられる。この点、複合成形品については、濃度算定の母体を複合成形品全体とするECHAの解釈があったが、2015年9月に欧州司法裁判所は、複合成形品を構成する各成形品（Component article）を母体とする先決裁定を公表した。複合成形品のEU域内生産者及び輸入者には、複合成形品を構成する構成部品ごとに高懸念物質の濃度算出が求められることになり、特にREACH規則の及ばないEU域外からの情報収集を行わねばならない輸入者にとって負担となる。

⑥附属書XIVに認可対象物質として記載された、発がん性などの懸念が極めて高い化学物質については、個々の用途ごとに市場への供給及び使用が認可される（産業界においてリスクが適切に管理されていること等が証明され、認可が付与されない限り、市場への供給が禁止される）。認可対象物質として記載する際には、CMR、PBT又はvPvBの特性、それらと同程度の悪影響を及ぼす可能性がある特性（ELoC）、幅広く分散的な用途、高生産量という要件に基づくことが示されている。

また、2009年1月には化学品の分類、表示、包装に関する規則（CLP規則：Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures）が施行された。同規則のもとで危険有害性があると判断された物質又は混合物については、危険有害性等の表示をすることが求められる。

2018年12月、EUは第14次ATP（技術的進歩への適合化）のためのCLP規則に関する提案テキストをTBT通報した。当該テキストでは、酸化チタンの吸入暴露が起こるかどうかに関わらず、1%以上の酸化チタンを含む粉体混合物を発がん物質として分類している。この場合、対象製品の範囲が不必要に広くなり、

GHS に準拠した他国の制度では発がん性分類されることなく流通している製品に対しても、警告表示が必要となるおそれがある。

#### <国際ルール上の問題点>

これらの規則が、EU 域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は TBT 協定第 2.1 条に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定第 2.2 条との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定第 2.4 条との不整合が生じることとなる。

#### <最近の動き>

2018 年 12 月の CLP 規則に関する TBT 通報では、酸化チタンを含有する製品を製造する我が国産業界から EU に対しコメントを提出したほか、2019 年 3 月の TBT 委員会以降、EU に対し懸念を伝達したが、2020 年 2 月、EU は第 14 次 ATP（技術的進歩への適合化）のための CLP 規則に関する提案テキストを公布した。

また、欧州委員会は、2020 年 10 月、安全で持続可能な化学物質に関するイノベーションを促進し、有害化学物質に対する健康と環境保護を強化することを目的とした「持続性のための化学物質戦略」(Chemicals Strategy for Sustainability; CSS)を公表した。本戦略の附属書に56のアクションプランが収載されており、今後、これらアクションが具体化される予定。REACH 規則及び CLP 規則については、規制対象となる化学物質等が今後も更新される可能性があるところ、EU における化学品規制の動向を引き続き注視していく必要がある。

### (3) 医療機器規制 (MDR)・体外診断用医療機器規制 (IVDR)

#### <措置の概要>

EU の医療機器規制 (MDR) 及び体外診断用医療機器規制 (IVDR)は 2017 年 5 月 25 日に発効しており、移行期間を経て MDR については 2020 年 5 月 26 日から、IVDR については 2022 年 5 月 26 日から適用され

る予定であった。しかしながら MDR 適用の 1 年前になっても MDR 認証に関して EU 加盟国の認定を受けた適合性評価機関 (NB) の数が不十分で、かつ認定を受けた NB であっても日本での新規品目の審査受付を開始していないことや、必要なガイダンスの発行が遅れていたことから、2019 年 11 月以降の TBT 委員会で懸念を表明し、適用日の延期等の対応を求めてきたところである。この点、2020 年 4 月 24 日に、EU は、政府機関・研究機関・医療品製造業界が新型コロナウイルスの対応に集中できるよう MDR の適用の 1 年延期を公表しており、延期後の適用日は 2021 年 5 月 26 日からとなった。(なお、現在のところ IVDR の適用日は延期の予定なし。) MDR においては、上記適用日以前あるいは医療機器指令 (MDD) 認証書有効期間中に市場に出荷した MDD 適合製品は 2025 年 5 月 27 日まで市場で入手又は使用開始可能とすることができることや、クラス 2 及び 3 機器については、上記適用日以前に現行スキームの下で取得した認証書が適用日以降も一定期間有効とすることが規定されている。

欧州へ医療機器を輸出する製造者が MDR の新たな適用日である 2021 年 5 月 26 日までに MDR 認証を得られるようになるためには、以下 2 点の実現が必要となる。

①MDR の認証を行う EU 加盟国の認定を受けた適合性評価機関 (NB) の日本支社による速やかな MDR 審査の開始、審査の実行、認証書の発行、②医療機器規制に関して欧州委員会にアドバイスを行う医療機器調整グループ (MDCG) による必要な実施ガイダンスの発行、当該ガイダンス発行計画の定期的な更新。

#### <国際ルール上の問題点>

EU 内の新制度のための体制構築の遅れや新制度の運用がスムーズに進まないことにより EU への医療機器の輸出が滞り、実質的に貿易制限的な措置となるおそれがある。

#### <最近の動き>

当該規制に懸念を有する他国と連携しながら TBT 委員会で EU に対し懸念を伝達すると共に、二国間対話の場でも政策立案担当者との協議を実施している。特に、2021 年 2 月の TBT 委員会では、MDR の移行期間終了の延期に伴い、NB の対応も未だ MDR に注力されている状況であるため、IVDR の移行期間を 2023 年 5 月まで延長することを要請した。我が国企業の EU

の医療機器市場へのアクセスを確保するため、引き続き EU に対し円滑に新制度に移行できるよう体制構築を働きかけていく必要がある。

#### (4) バッテリー及び廃棄バッテリー規則

2021 年 1 月 26 日に、EU はバッテリー及び廃棄バッテリーに係る新たな規則案を TBT 通報。ライフサイクルでのカーボンフットプリントの閾値超過の場合に市場アクセスを制限する案や、リサイクル材料の使用率の設定等に関する案が、バッテリーの安全で持続可能な生産やリサイクルの目的で盛り込まれている。こうした要件や手続きが、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的なものとならぬよう、EU に対し継続的な働きかけを行う。

### サービス貿易

#### オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制

2020 年版不公正貿易報告書 111-112 頁参照。

### 政府調達

#### 公共調達新規則案 (Proposal on International Procurement Instrument)

##### <措置の概要>

2012 年 3 月、欧州委員会は、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対して、市場開放のインセンティブを高めることを目的とし、公共調達に関する新たな規則案 (COM(2012)124) を提案した。また、2016 年 1 月、欧州委員会は、本規則案の修正案 (COM(2016)34) を公表した。同提案では、欧州委員会が他国の調達市場について調査を行い、当該国が「制限的又は差別的な調達措置又は慣行を採用又は維持している」と認められる場合には、当該国と協議を行い、協議による解決ができなかったときは、当該国からの調達に対して価格調整措置 (price adjustment measures) をとる仕組みを提案している。

##### <国際ルール上の問題点>

本規則案上、欧州委員会は、職権で、又は利害関係人若しくは加盟国の申立てに基づき、他国の「制限的又は差別的な調達措置又は慣行」について調査を行うことができる。調査の結果、当該国が制限的・差別的な調達措置を採用又は維持していると認められる場合には、欧州委員会は、当該国に対し協議に応じるよう求めなければならない。協議が 15 か月以内に満足できる結果に至らない場合には、欧州委員会は、協議を打ち切った上で適切な措置をとらなければならない。具体的には、当該国の供給者による入札、当該国の物品又はサービスを含む入札について、最大 20% の価格ペナルティが課される。

本規則案は、国際協定の適用対象外の物品・サービス (non-covered goods and services) の調達に対してのみ適用される。すなわち、①EU との間で国際協定を締結していない第三国については、当該国の物品・サービス、②EU との間で国際協定を締結している第三国については、当該国際協定の適用範囲外の物品・サービスが対象となるとされている。

このように、本規則案の基本的な仕組みとしては、EU が国際協定で内国民待遇を約束する調達は上記措置の対象としないこととしているが、例えば、「制限的又は差別的な調達措置又は慣行」が認定された第三国の供給者による入札において、当該国の物品の合計価額が入札価額の 50% を超えているが、我が国の物品も相当程度含まれているような場合、本規則案上、我が国の物品も価格調整措置の対象になるとすれば、無差別原則 (WTO 政府調達協定第 4 条第 1 項) に違反するおそれも否定できない。

##### <最近の動き>

新たな規則案の修正案は、EU 運営条約第 207 条に従い、通常立法手続 (EU 理事会と欧州議会の共同決定手続) により採択されることになっている。規則案の審議は欧州議会で審議されたものの、理事会での審議が進まず、これを打開するために欧州委員会が出した規則案の修正案の審議も、2021 年 2 月現在、進んでいない。今後、EU 理事会及び欧州議会における同提案の審議を注視していく必要がある。

## 地域統合

### 譲許税率の引き上げ

2017 年版不公正貿易報告書 133 頁参照。

## 知的財産

### スペアパーツへの意匠権の権利行使問題

#### <措置の概要>

EU においては複合製品の交換用の構成部品（スペアパーツ）の意匠権による保護の在り方について、これまで激しい議論が行われている。

その結果、共同体意匠については、「共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則（Council Regulation (EC) No 6/2002）」（以下、「共同体意匠規則」という。）の第 110 条において、仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められないという、いわゆる「修理条項」が、経過措置として規定されている。また、各 EU 加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令（Directive 98/71/EC）」（以下、「意匠指令」という。）の第 14 条では、上記「修理条項」の採否について、各国に既存法規の現状維持を認め、法規を改正する場合は、当該部品の市場の自由化を図る方向でのみ可能となる旨規定しているところ、EU 域内の各国において、スペアパーツの意匠権による保護の在り方は統一されていない。

2020 年に欧州委員会から公表された「意匠保護に関する EU 法制の評価」と題する報告書においては、オーストリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア及びスロバキアが「修理条項」を有しない一方、ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スペインが「修理条項」を有し、デンマーク、

スウェーデン及びギリシャは保護期間が異なるなどスペアパーツの意匠権を制限する他の制度を有することが報告されている（ただし、後述のとおり、ドイツではその後、「修理条項」を追加する意匠法改正案が可決されている）。

本来、権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有している場合には、修理目的であるか否かによらず、当該スペアパーツの意匠について独占的排他権を有することから、部品市場においても、当該スペアパーツの模倣品を排除できるはずであるところ、「修理条項」の導入により、修理目的のスペアパーツに意匠権による保護が及ばないとすれば、特に自動車産業を中心として、イノベーションが損なわれる懸念がある。

#### <国際ルール上の問題点>

TRIPS 第 26 条第 2 項には、加盟国が意匠の保護の例外を定めることができるとされている一方、当該例外が認められるためには、①限定的例外であること、②通常の実施を妨げないこと、③第三者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと、の 3 条件（3-ステップテスト）を累積的に満たす必要があることが規定されている。したがって、共同体意匠や各 EU 加盟国において、修理目的のスペアパーツを意匠保護の例外とすることが TRIPS 第 26 条第 2 項に整合するかについては、TRIPS の解釈に議論の余地があると考えられる。

#### <最近の動き>

EU における修理目的のスペアパーツの意匠権による保護の在り方については議論が収束しておらず、共同体意匠規則第 110 条及び意匠指令第 14 条のいずれも経過措置として規定されているものである。そして、2004 年には欧州委員会が、意匠指令への「修理条項」導入を提案したものの、結局合意に至らず、2014 年に取り下げられた。その後、2020 年 3 月に欧州委員会が公表した循環経済行動計画においても、製品の持続可能性を担保するための方策として、「修理する権利」の導入について言及があり、2020 年 11 月に欧州委員会が公表した「知的財産に関する行動計画」でも、スペアパーツの保護に関する EU 域内の制度調和を含んだ EU の意匠保護の近代化が提案されている。

他方、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の消

費者保護に関する主要施策の一つとして位置付けられる意匠法への「修理条項」導入が、2018年3月に発足した連立政権の合意文書において記載され、2019年5月に連邦政府が意匠法への「修理条項」導入を閣議決定し、2020年9月及び10月に連邦議会（下院相当）及び連邦参議院（上院相当）が「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決した。これにより、ドイツでは修理目的でのスペアパーツには意匠権による保護が及ばないことになる。

また、フランスにおいては、2019年11月に「今後の交通政策の指針となるモビリティ法案」、及び2020年10月に「公共行動の加速化及び簡素化に関する法案」に組み込まれる形で、自動車に関する「修理条項」を意匠法に追加する改正案が議会で採択されたが、いずれも憲法院による法案の合憲性審査において、当該法案と直接的な関係性がないことを理由に違憲と判断され成立には至らなかった。

これらの欧州主要国の動向は、今後の意匠指令改正等の議論に影響を及ぼす可能性も考えられ、今後の動きが注目される。

我が国としては、これまで継続的にEUに対して「修理条項」の廃止を求めており、2019年11月に開催された日EU・EPA知的財産専門委員会第1回会合においても、スペアパーツの意匠権による保護を議題の1つとして取り上げ、EUに対して「修理条項」の廃止を求めた。

今後、引き続き、議論の状況を注視すると共に、各EU加盟国の意匠制度及び共同体意匠制度について「修理条項」の廃止を働きかけていく必要がある。

## コラム

## 英国の欧州連合離脱

## 1. 本稿の目的

2020年1月31日、英国は欧州連合（EU）から離脱、同年12月31日には離脱の移行期間が終了し、完全にEU法の下からの離脱が成立した。

本コラムでは、離脱過程とその争点、合意した英EU間の通商協定の内容を解説するとともに、今後の日英EU関係について考察する。

## 2. 英国がEU離脱に至った経緯

2010年代初頭の欧州では、2008年のリーマンショックをきっかけとし、南欧を中心としたEU諸国の財政が危機に陥った、いわゆる「ユーロ危機」が進行していた。EUの救済を受けた各国は代償として緊縮財政を強いられ国民の生活が困窮する一方、救済する側にあった各国も不況下において他国の放漫財政の救済のために資金拠出を余儀なくされたことから、双方からEUに対する懐疑論が台頭し、EU離脱を唱えるポピュリズム政党が躍進していた。

また、2011年にチュニジアで始まった民主化運動や、リビア内戦による政情不安で、アフリカからEU圏に毎年数十万人の難民が押し寄せるようになり、それに伴う治安の悪化やテロ事件などの社会問題の増加により、難民の積極受け入れ姿勢を崩さないEUに対する欧州各国の不満も増大していた。

特に英国は、加盟国間の国境を開放するシェンゲン協定に加入せず、共通通貨ユーロを導入しないなど、元からEUの諸制度から一定の距離を取っており、また、独仏など大陸側主要国が主導権を握り英国の意見や都合を反映できないEUのシステムに反感が募っていた。そこへユーロ危機による他国支援や東欧からのEU移民増、アフリカ難民の流入増で、国内世論が沸騰することとなった。

このような状況下で、ロンドンのジョンソン市長（当時）をはじめとする与党保守党内の欧州懐疑派の突き上げや英国独立党などポピュリズム政党の台頭を受けたキャメロン首相は2013年1月、2015年の下院総選挙での保守党政権維持を前提に、EUとの関係性を問う国民投票を行うことを宣言した。

キャメロン首相自身はEU残留派であり、現地の

報道分析によると、この国民投票を行う決定は、不満が蓄積した英国国民のガス抜きを行い、かつ国民投票までにEUの改革が進むことを期待し、EU残留を目指したものとされていた。ところがその後、リビアで再び内戦が発生し100万人規模の難民がヨーロッパに押し寄せるとともに、難民に紛れてEU内に潜入したイスラム過激派がパリ等でテロ事件を起こすなど環境が悪化する一方、国民投票の離脱否決を条件にEUと合意した「英EU改革合意」は英国国民の感情を改善するに至らなかった。

以上の情勢下で行われた2016年6月の国民投票では、EU離脱賛成51.89%、反対48.11%となり、僅差ながらも離脱派が勝利を収めた。国民投票の結果を受け、キャメロン首相は同年7月に辞任、新たにメイ首相が就任した。

メイ政権は国民投票の結果を踏まえ、2017年3月、英国はリスボン条約第50条に基づき、EU離脱を欧州理事会に正式に通告した。

2017年4月、メイ首相は下院の解散総選挙を発表した。当時、与党保守党は僅差で単独過半数であり、しかも与党議員の頻繁な造反にメイ政権は悩まされていたが、世論調査では選挙により保守党が圧倒的多数を占めることが可能と示唆されていた。現地報道によると、メイ首相は、総選挙で勝利することにより党内、そして国内世論を統一し、対EU交渉力の増強を意図していたという。

しかしながら、同年6月に行われた総選挙で保守党は予想外の惨敗を喫し、圧倒的多数を得どころか過半数を割り込んでしまった。メイ首相は北アイルランドの地域政党である民主統一党に閣外協力を要請し、辛うじて政権を維持したものの、総選挙はこれまで以上にメイ政権を弱体化させてしまった。

メイ政権とEUの間では2017年6月から「英国の離脱協定」（離脱協定）と「EUと英国の将来の関係の枠組みに関する政治宣言」（政治宣言）の交渉が行われ、合意内容は2018年11月に欧州理事会で承認され、英国の離脱期限が2019年3月30日午前0時に設定された。しかし、総選挙の失敗により求心力を失ったメイ政権は、2019年1～3月にかけて離脱協定法案を3度にわたり下院にかけたものの、同法案をEUとの妥協の産物で

あると見なす保守党内欧州懐疑派の造反により全て否決された。欧州理事会は、協定成立の時間を英国に与え合意なき離脱を避けるため、離脱期限を最終的に同年 10 月末まで延長した。

メイ首相はこの混乱の責任をとって辞任し、代わりに欧州懐疑派にして国民投票の立役者であったジョンソン氏が首相に就任、EU離脱を進めることとなった。少数与党政権を引き継いだジョンソン首相は、今度は保守党内の親EU派議員の造反に遭い下院における調整が難航した。北アイルランドの取り扱いについてEUと離脱協定の部分的修正に合意したものの、政権の議事進行を妨げた親EU派造反下院議員 21 名を保守党から除名したことで、下院での離脱協定承認が困難になり、欧州理事会に要請し 2019 年 10 月末までの離脱期限を 2020 年 1 月末まで再度延長することとなった。

この状況を打破するため、ジョンソン政権は下院の解散総選挙を改めて行い、国民にEU離脱の早期実施を訴えた。野党がEU離脱に対し明確な姿勢を打ち出せなかったこともあり、2019 年 12 月に行われた英国議会総選挙でジョンソン政権は圧倒的勝利を収め英国の欧州離脱の動きが本格化した。

2020 年 1 月 24 日、英国議会にて修正離脱協定案の批准が行われ、1 月 31 日に英国はEUを正式に離脱し、同年 12 月 31 日までの移行期間が開始した。

### 3. 移行期間をめぐる問題（英国独自の通商政策と貿易救済の「移行」）

上記のとおり、英国は 2020 年 1 月 31 日にEUを正式に離脱したが、WTO協定上は、移行期間（2020 年 1 月 31 日～12 月 31 日）中は、関税・貿易救済措置を含めEUの通商政策に服する。ただし、移行期間後に発効する通商協定の締結交渉等、スムーズな移行のための通商交渉等は許容される。

#### （1）日英EPAをはじめとした通商協定の締結

英国は、EUが締結していた通商協定を代替するために、移行期間中に、既にEUと通商協定を締結している国と新たな通商協定を締結する必要があった。日英EPAについては、2020年3月に交渉を開始し、同年 10 月に署名し、両国の議会承認を経て、2021 年 1 月 1 日より発効した。日英EPAは

基本日EU・EPAを踏襲したものとなっているが、電子商や知的財産保護などのルール分野で日EU・EPAプラスの規定を導入した。

2021 年 1 月 31 日時点で英国はEUを除き、日本を含む 66 カ国と 29 の貿易協定を締結しており、そのうちカナダ、メキシコ、ヨルダンとの通商協定を除く 26 の貿易協定が 2021 年 1 月 1 日に発効ないし暫定発効となった。このうち日本以外の国との協定についてはいわゆる「継続（つなぎ）協定」として英国離脱後もEUと当該国で結ばれていた貿易協定の内容を維持する内容となっている。なお、日英EPAについては「継続（つなぎ）協定」ではなく新たな協定として整理されている。また、英国は、米国・オーストラリア・ニュージーランドの 3 カ国とも新たな協定の交渉を開始している。

#### （2）貿易救済をめぐる問題

英国は、移行期間経過後に独自の貿易救済措置（アンチダンピング関税（AD）措置、補助金相殺関税（CVD）措置、セーフガード（SG）措置）を発動するため、国内法の整備と独自の貿易救済当局の立ち上げをはかった。なお、WTO協定上、関税同盟の離脱に関する規定や先例はないため、EUが発動した貿易救済措置について、EUを離脱した後の英国との関係がどうなるかは明確ではない。ただ、英国としては、何らの措置もとらなければ移行期間経過後にこれらの貿易救済措置は英国に関しては全て失効すると想定していたようである。

上記想定に基づき、英国は、貿易救済措置の引継ぎ（Transition）につき、下記方針を発表した。

##### ① SG措置に関して

EUの鉄鋼SG（第 1 部第 4 章参照）のみが問題となる。2020 年 10 月 1 日、英国DIT（国際貿易省）がTransition Reviewを開始し、EUのSG措置の品目・税率・関税割当を模倣（品目は英国市場に合わせて若干の異同あり）したSG措置の発動を決定した（EUの原措置と同じ 2021 年 6 月 30 日までを想定）。なお、EU側も英国の離脱により関税割当量を調整すべきであるとして、TRQ引き下げを実施すると発表した。

##### ② AD・CVD措置に関して

現にEUが発動中の措置につき、英国産業の利害

関係上継続が望ましい措置に関しては維持 (maintain) する旨を英国政府が決定し、当該措置に関しては、30日以内に引継ぎ審査 (Transition Review) を実施するが、当該引継ぎ審査の実施中は対象措置をそのまま維持する方針を発表した。

しかし、上記①②の方針に対しては、WTO協定上「引継ぎ」の根拠が明らかではない以上、事実上、発動要件に関する調査手続を欠いたまま貿易救済措置を発動することを意味し、WTO協定不整合であるとの批判を免れないであろう。実際に2020年4月・10月のWTOセーフガード委員会では、日本をはじめ各国から上記方針への批判が相次いだ。

#### 4. 英 EU 間の将来関係交渉の経緯

英国のEU離脱が2020年1月に実現し、移行期間が年末まで設定されたことを受け、3月から英EU間で通商協定を含む将来関係交渉が開始された。

英国、特にジョンソン首相は、上記の国民投票時に「英国に主権を取り戻す」「EUの支配からの脱却」「自由貿易の拡大」を訴えたことから、EUとの自由貿易は維持しつつ、EU政策の影響力を最小限に抑えることを目指した。EUは一方で、EU圏内の市場保護に加え、加盟国が離脱の連鎖を防ぐ意図を持っており、英国に優位な競争条件を与えないよう、自由貿易を餌に無理筋とも言える様々な制約を設けようと試みた。

特に議論が紛糾したのは「競争条件の平準化」、「漁業権」、「ガバナンス (紛争処理、裁判管轄権等)」の3分野であった。EUは「競争条件の平準化」で英国の環境・労働法制や補助金制度をEU法に準拠すること、「漁業権」については英国EEZ内でのEUの漁獲割当制度現状維持、「ガバナンス」では欧州司法裁判所を仲裁機関として利用することを要求し、各要求を英国の主権に対する挑戦と見なす英国は強硬に反発した。更に、欧州理事会はEU交渉団に、各分野の交渉の歩調を揃えるようマンドートを出したため、この3分野での交渉進展が停止したことにより他分野の進捗も全て止まってしまった。

交渉は3月の開始以来、双方とも大きな譲歩姿勢を見せることなく移行期間終了間近の12月上旬

まで膠着状態が継続した。双方が協定なし離脱もやむを得ないという姿勢を維持する一方、2020年下半年は新型コロナウイルス流行が欧州経済に甚大な悪影響を与えており、妥協してでも協定なし離脱による追い打ちは避けたいという雰囲気は双方に醸成された。最終的にはジョンソン首相とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が首脳間直接交渉を重ね、12月24日に交渉が合意に至った。

期限が迫る中、欧州理事会は暫定的に承認を行い、12月30日、英国はジョンソン首相、EUはミシェル大統領及びフォン・デア・ライエン委員長が合意文書に署名し、同日、英国議会は承認。移行期間終了2日前にして英EU間で2021年1月1日から通商協力協定が暫定発効する運びとなった。EUは2021年4月末まで<sup>1)</sup>に欧州議会が審議を行い正式承認、正式発効することになる。

#### 5. 英 EU 通商協力協定 (TCA) の合意内容

英EU通商協力協定 (TCA) は、主要な通商ルールを盛り込む包括的な通商協定となったが、主な項目は以下のとおり。

##### (1) 物品貿易

- ・ 原産地規則を満たすことを条件に、原則全ての品目で無関税・輸入割当なし
- ・ 物品の英域内及び欧州域内のトランジットの自由を確保。
- ・ アンチダンピング課税、相殺関税、セーフガード措置といったWTO協定に基づく貿易救済措置を英国独自に発動可能であることを確認。

##### (2) 原産地規則

- ・ 双方の原産材料及び双方で行われた生産行為を互いの原産性として累積可能 (英EU間の完全累積)。
- ・ 原産性証明は、輸出者もしくは輸入者による自己証明制度。輸出者が証明する場合には、輸出者自らが作成した原産地に関する申告 (statement on origin) を輸入申告時に提出。
- ・ 輸出者は、サプライヤーから提供される宣誓書に基づき原材料の原産性の立証が可能。

<sup>1)</sup> TCAでは2月末までとされていたが、欧州議会の手続が間に合わないため、英EU間で4月末までに欧州議会が批准を行うことで合意。

(電動自動車及びバッテリーに関する原産地規則)

|                           | 2021-2023年<br>(発効1-3年目)  | 2024-2026年<br>(発効4-6年目)                   | 2027年-<br>(発効7年目以降)   |
|---------------------------|--|---|---|
| バッテリーパック                  | ①CTSH (HS6桁ベースの変更と伴う加工) 又は<br>②非原産のバッテリーセル/モジュールから組立 又は<br>③原産割合 30%以上 (工場出荷額) | CTH (部品の正極材は原産品であることが条件) 又は<br>原産割合 60%以上 | CTH (部品の正極材は原産品であることが条件) 又は<br>原産割合 70%以上   |
| バッテリーセル/<br>モジュール         | ①CTH (HS4桁ベースの変更を伴う加工) 又は<br>②原産割合 30%以上                                       | CTH (部品の正極材は原産品であることが条件) 又は<br>原産割合 50%以上 | CTH (部品の正極材は原産品であることが条件) 又は<br>原産割合 65%以上   |
| 電動自動車 (HV<br>(※) /PHV/EV) | 原産割合 40%以上   | 原産割合 45%以上                                | 原産割合 55%以上 かつ バッテリーパックは域内原産<br><br>(※) ハイブリッド車については、他の自動車と同じ原産地規則が適用 (バッテリーの原産品要件は適用外)。 |

(3) 通関

- ・ AEO制度の相互承認の維持など、双方は通関円滑化・簡素化のための協力をを行う。
- ・ 双方は通関に関する情報交換を行うとともに、法律改正などによる制度変更がある場合には双方で通知する義務がある。

(4) サービス貿易

① 投資の自由化

- ・ 投資財産の設立・運営段階の市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止等を規定。留保措置・分野はネガティブリストで附属書に列挙。
- ・ サービス貿易につて、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、拠点設置要求の禁止を規定。留保措置・分野はネガティブリストで附属書に列挙。

② 商用目的の入国

- ・ 短期の商用訪問者、企業内転勤者等について一定の期間の滞在許可を約束。

③ 専門資格

- ・ 英国又はEU域内の専門機関は、合同委員会 (partnership council) に対して、両国の専門資格の認定に係る共同勧告を提出可能。合同委員会は専門資格の認定

に係る取り決めのガイドライン (協定附属書) に基づいて、勧告をレビューし、認定の要件等を決定する。

④ 通信サービス

- ・ 双方は、通信事業者の公的通信サービスネットワークへのアクセスは、差別的でない方法で行われることを保障する。また、通信事業者への接続には、例外的な場合を除き、条件を付けてはならない。
- ・ 国際携帯電話ローミングサービスの料金について、消費者利益を勘案して、透明性のある合理的な料金設定とするよう努力しなければならない。

⑤ 金融サービス

- ・ 双方は、投資家や顧客の保護、金融システムの統合及び安定性を確保するために施策を講じることができる。
- ・ OECD規律等の国際基準 (マネーロンダリング、テロリストへの資金対策、税の浸食) を確保するよう最大限努力する。

(5) デジタル貿易

- ・ 双方は、正当性のある政策目的のためにデジタル貿易を規律する権利を有する。
- ・ 双方はデジタル貿易を促進するために、越境

- データ流通を保障する。コンピューター関連設備の設置要求など、越境データ流通を、相手国（地域）は規制してはならない。
- 各個人は個人情報及びプライバシーに関するデータは保護される権利があるとともに、保護のための高い基準が維持されることで、デジタル貿易が促進されることを確認。また、越境データ流通をはじめ、個人情報及びプライバシーに関するデータを保護するための規律を設けることができる。
  - 電子的な送信に対して関税を賦課しないこと。
  - 電子署名や電子スタンプなどの法的有効性を否定しない。
  - 電子商取引等における消費者保護の重要性を確認。
- (6) LPF：公正な競争環境
- 競争政策
    - 貿易投資関係において、自由で歪曲されない競争の重要性を確認。競争当局で意見交換・協力を進める。
  - 補助金規制
    - 補助金規律の例外を規定（災害対策の補助金、国民向けの社会政策に敵った補助金、経済危機対策など）
    - 相手国の貿易や投資に影響を及ぼす補助金は制限され、補助金規制はそれぞれの国内法に基づいて行われる。
    - 補助金規制の監督及び相互協力を行うために、双方は独立した執行機関を創設する。
    - 補助金規制に関する紛争がある場合には、双方は国内の裁判所は仲裁機関に提訴することができる。
  - 労働・社会的水準
    - 国際約束に基づき、現在の労働者の保護水準を低下させない。また、保護水準を向上させるために努力を行う。
  - 環境と気候
    - 国際約束に基づき、現在の環境保護・気候水準を低下させない。また、保護水準を向上させるために努力を行う。
- 2021年1月1日よりカーボン・プライシング制度を開始する。
  - 双方は、パリ協定に基づく気候変動対策のため措置を早急に講じることの重要性を確認。プレ・インダストリアル・レベルでの平均気温上昇を1.5°C以下に抑制させる方策を講じる。
- ⑤ 紛争解決機関
- 国・地域間で本項目に関する問題が生じ、当該問題の解決を図るために、専門家によるパネルを構成し、判断を求めることができる。
- (7) 個人情報データの移転
- EUから英国への個人情報データの移転は、協定発効から6か月を超えない範囲で、EUによる十分性認定が行われるまでは暫定的に継続可能（ただし、UK GDPRの規律がGDPRと同等の水準であり、当該規律を変更しないことが条件）。
- (8) 漁業
- 協定発効から5年半の経過期間を設けて、EUは段階的に漁業割当を25%減少（金額ベース）させる。2026年7月以降は、毎年、英EU間での交渉により、それぞれの漁獲量を決定。
- ## 6. 今後の動向
- (1) TCA協定の結果
- 通関や規制の動向
 

英国の欧州からの離脱に伴い、交渉を続けてきた日英EPAは2020年中に交渉完了及び必要な議会手続等を経て2021年1月1日より発効した。また、上記2. で触れたようにTCAも同様に2021年1月1日より暫定発効（注：欧州議会が未承認のため：2021年3月時点）し、懸念されていた「合意なき離脱」は回避することができた。一方、関税賦課は回避されたものの、欧州との貿易における通関の発生、規制面（UK CAマークやUK REACH等の規制）での対応、人の移動の制限、EU単一金融パスポートの喪失等の非関税障壁が生じており、今後英国が欧州の拠点として引き続き魅力的な位置を確保できるかは要注視。これまでの

ところ、英国・北アイルランド間の通関の発生<sup>2</sup>による大ブリテン島・北アイルランド間の物流の混乱、食品・水産物の輸出手続の混乱が報道されているものの、英国から他の欧州地域への拠点移動などの大きな動きは見られていない。一方、金融サービスについては、英国に拠点を置く金融事業者がEU加盟国にアクセスするためには、EUが英国の金融規制に関する同等性を認めることが必要であるが、現在英EU間で交渉中となっており、欧州株が英国内で取引できない状況が続いている。そのため、欧州株の取引量1位はこれまでロンドンの取引所であったが、本年2月にアムステルダム取引所が1位となるなど、金融取引は英国から他の欧州地域に移る傾向が見られている。

## ②電動車のサプライチェーン

電動車の原産地規則は柔軟な設定とされたことに伴い、当面の間は日系自動車メーカーの部品調達のサプライチェーンに変更がないと見られているが、経過期間の終了とともに原産地割合が高くなるとともに、EVのバッテリー原産も求められることから、バッテリー等の調達が英国内又はEU域内に代わるなどサプライチェーンに影響を及ぼす

可能性がある。

## ③貿易救済措置

貿易救済措置に関しては、方針通り、鉄鋼SGは発動された。既に諸外国が懸念を表明した措置であり、速やかな撤廃を求めたい。

なお、AD・CVD措置に関しては、継続が表明された個別の措置毎にTransition Reviewが開始されている。発動中の対日措置は、日本産方向性電磁鋼板に対するAD1件のみ（CVDはなし）があったが、英国は、2020年10月、当該ADを維持しない旨を発表した。

## （2）英国のインド太平洋地域との連携

英国はEUの離脱後に「Global Britain」を掲げ、英国独自の外交、通商政策を実施しており、特に、欧州を超えて価値観が近く成長性と自由度が高いインド太平洋地域との連携を積極的に進めている。その証左として、2021年2月1日に、英国はCPTTPへの加盟を申請し、今後もインド太平洋地域の国々との関係強化を進める意向。日英二国間においても同様に経済関係強化が期待される。

<sup>2</sup> アイルランド/北アイルランド議定書に基づき、北アイルランドは英国ではあるものの、アイルランドとの一体性を維持するために、英国のEU離脱後も、北アイルランドには引き続きEUの規律が及ぶこととなった。